

横浜市長 中田 宏 様

横浜市鶴見区二ツ池の希少生物保全についての要望

横浜市におかれては、昨年に有識者の意見を基に市独自の生物多様性保全再生に関する指針を作成するなど、日頃から積極的な環境行政に取り組まれていることに、当会としても大いに賛同し、また高く評価しております。

さて二ツ池は、横浜市鶴見区獅子ヶ谷から駒岡にかけて位置する隣接した二つの池です。池はヨシ、マコモなど水生の抽水植物が豊富で、県内で絶滅が危惧される多くの水生昆虫類の生息地になっています。横浜市内のみならず、県内では、こうした平地の良好な止水域は壊滅的打撃を受けており、二ツ池は生物多様性保護の観点からも、残存する大変貴重な場所といえます。

この池の生物相はこれまで詳細に調べられたことがありませんでしたが、近年の調査で、多くの希少水生昆虫の生息地になっていることが判明しました。県内唯一の産地となっているものだけでも3種、県レッドリストに掲載される分布が局限される代表種で20種もあります。こうした希少種の集中する「ホットスポット」が人口密集地の横浜市内に存在することは奇跡的です（希少種の詳細は添付資料参照のこと）。

最近、二ツ池周辺の公園化、周囲の道路計画が存在することを知りました。この池は、上記のように、県内のみならず南関東地域からみても保全価値の高い池です。そこで、今後の改変計画について、計画の策定・実施の前に以下のことを要望いたします。

なお、今回の二ツ池に関することはもちろん、横浜市の生物多様性保全に向けての取り組みに対しては、関係専門学会・団体として今後できるだけの協力を行いたいと考えております。

記

1. 基礎的な希少種情報の収集とそれを基にした計画の策定

これまでに集積された希少種情報は、トンボ類を除くとごく少ない調査を元にしています。未発見の希少種が追加される可能性が大変大きい地域です。今後の改変計画に際し、水域は影響を受けやすい環境であるので、事前に一般アセスメントと同様の調査を実施し、その科学的な結果をもとに、計画を策定することを要望します。

2. 検討会議の設置

改変計画策定に際しては、希少生物保全のために様々な留意事項が発生するので、各分野の専門家を集めた検討会議を設立し、今後の事業で発生する環境改変に対して影響の軽減、リスク管理を行うことを要望します。

3. 水生植物群落、希少昆虫への配慮

二ツ池の希少動植物は、そのほとんどが、西側の池（獅子ヶ谷池）の抽水植物群落と東側の池（駒岡池）の東中央に位置する突出部に依存しています。今後の計画立案に際しては、この植物群落の保全を第一に考え、植生の排除などは基本的に行わないように要望します。植生の破壊は、現存する希少種に壊滅的な打撃を与える危険性がきわめて高いと判断されます。湿地部分は、多くの希少種の生息環境となっています。

また、浚渫や水抜き、池の護岸（とくにコンクリート護岸は論外）も水質を激変させ、非常に大きな悪影響を与えるので、実施しないことを要望します。希少昆虫の生息条件を改変しないように、現状維持を心がけ、今後植生の管理、池の浚渫などが計画される場合は、生物多様性保全の観点から、必ず事前に前記検討会議などで慎重に審議することを要望します。

なお、本件につきましては、平成 21 年 月 日までに書面での回答をお願いいたします。

2009 年 5 月 11 日

日本蜻蛉学会 会長 井上 清
同 自然保護委員会 委員長 枝 重夫
トンボ研究会 会長 村木明雄
神奈川昆虫談話会 代表 平野幸彦
NPO 法人神奈川県自然保護協会 理事長 新堀豊彦

問い合わせ先：

日本蜻蛉学会自然保護委員会
苅部治紀
250-0031 小田原市入生田 499
神奈川県立生命の星・地球博物館
Tel: 0465-21-1515
E-mail: paruki@nh.kanagawa-museum.jp

添付書類

ニツ池の代表的な希少動物

トンボ類

●アオヤンマ：県レッドリスト絶滅種

1980年代の厚木の記録を最後に20年近く記録がなく、県下からは絶滅したと考えられていた種。平地の抽水植物豊富な池を生息地にするが、県下ではそうした環境そのものが消失している。2006年に発見されたが、県下唯一の産地であるとともに、南関東全体でも非常に貴重な生息地になっている。

●ベニイトンボ：環境省レッドリスト絶滅危惧II類、県レッドリスト絶滅危惧IA類

県内の記録は、移入起原と考えられるものを除くと1980年代のものが最後で、20年ぶりの再発見となる。南関東全域でも絶滅危惧状態である。ニツ池では2007年、2008年と連続して記録されている。

●オオイトンボ：県レッドリスト絶滅危惧IA類

ニツ池では2000年に一度記録されている。

●キイトンボ：県レッドリスト絶滅危惧IB類

水生植物豊富な池沼や湿地、水田などに生息する。県下から広く記録があるが、ほぼ全ての産地が絶滅し、県下では現在確実な生息地はニツ池と相模湖町の小池だけになっている。豊富な水生植物がないと現れない種で、ニツ池では毎年確実に見られ、定着しているものと考えられる。

●サラサヤンマ：県レッドリスト絶滅危惧IB類

ハンノキなどの茂る遷移の進んだ湿地に生息する。県下では休耕田での記録が多い。現在県下で現存しているのは三浦市・厚木市の3箇所のみで、非常に貴重な種である。ニツ池では2006年に一度記録されている。

●チョウトンボ：県レッドリスト絶滅危惧IB類

水生植物豊富な池沼に生息する。県下から広く記録があるが、ほぼ全ての産地が絶滅し、県下では現在確実な生息地はニツ池だけになっている。生息個体数も多い。

●ヨツボシトンボ：県レッドリスト絶滅危惧II類

ニツ池では2007年に一度記録されている。

●モノサシトンボ：県レッドリスト準絶滅危惧

ニツ池では1998年に一度記録されている。

●クロイトンボ：県レッドリスト要注意種

ニツ池では、ほぼ毎年記録されている。このところ目撃数も増加傾向にある。

●セスジイトンボ：県レッドリスト要注意種

ニツ池では1998～2001年、2006年に記録されている。

●コフキトンボ：県レッドリスト要注意種

ニツ池では毎年確実に現れ、個体数も多い。

●ナツアカネ：県レッドリスト要注意種

ニツ池では2004年以降、ほぼ毎年記録されている。

●マユタテアカネ：県レッドリスト要注意種

ニツ池では2007年に一度記録されている。

●リスアカネ：県レッドリスト要注意種

ニツ池では概ね毎年記録されている。

●タイワンウチワヤンマ：県レッドリスト情報不足

ニツ池では2002年に一度記録されている。本種は関東地方以北の記録がほかにまだない。

●マイコアカネ：県レッドリスト情報不足

ニツ池では2001年、2003年、2006年、2007年に記録されている。神奈川県内の記録は僅かであり、ニツ池は近年の記録のある唯一の産地である。

アメンボ類

● エサキアメンボ：県レッドリスト絶滅危惧IA類

平地の抽水植物豊富な池を生息地にする種で、ヨシ原から出てこないために、発見が難しい。県下では5箇所ほどから記録があるが、現存するのは2箇所のみであった。2006年に発見された。

● ハネナシアメンボ：県レッドリスト絶滅危惧IA類

平地の抽水植物豊富な池を生息地にするが、一般に浮葉植物の豊富な池に生息する。県下では逗子市と三浦市から記録があるが、昨年の調査では確認されず、絶滅が心配されていた。県下では現在確実な生息地はニツ池だけになっている。2007年に発見された。

● ババアメンボ：県レッドリスト絶滅危惧IB類

エサキアメンボと同様の生態をもつ種で、5箇所ほどから記録があったが、現存するのは4箇所と考えられる。2006年に発見された。

ゲンゴロウ類

● コツブゲンゴロウ

一般には水域に普通の種だが、県下では7箇所の記録しかなく、そのうちの3箇所でしか現存が確認されなかった。2006年に発見された。

予備的な調査でもこれだけの希少種が確認されており、湿地性の昆虫、水生植物(マツモ：県レッドリスト絶滅危惧IB類などが確認されている)など総合的な調査が行われれば、この池の貴重さはさらに強く確認されよう。

改変に関する留意点

- ・ 一般論として、希少水生昆虫は、水辺環境の変化に対してきわめて脆弱である。ニツ池の場合は、現在繁茂している抽水植物群落(ヨシ、マコモ、ガマなど)が生物にとっての住み処(活動場所、産卵場所、隠れ家、エサをとる場所)となるとともに、水質浄化においても非常に大切な役割をしていると考えられる。
- ・ 現在の計画がどのようなものか不明だが、上記のことから、今後の池の管理としては、

- 1) とくに獅子ヶ谷池と駒岡池東中央突出部の抽水植物群落は手を付けずに保全すること。浚渫や水抜きは生息する希少種に致命的な打撃を与える危険が高いので実施しないこと。
- 2) 排水口などの部分的な除草は可能だが、希少種には十分配慮して実施すること。
- 3) 岸辺は、さまざまな湿地性歩行虫（ゴミムシ類）の重要な生息地であるとともに、ゲンゴロウなどの蛹化場所としても重要である。護岸は、コンクリーでなくともこうした生物に致命的影響を与えるので、基本的に避けること。どうしても改変する場合にも、面積を最小限にし、その材質も親水性の高いものとする。
- 4) 道路の拡幅による池の水質への影響は大きいので、もし一部埋め立てなどの状況が生じる場合にも、その範囲を最小限とするように設計し、工法についても最大限の工夫をすること。とくに工事にともなう排水、泥水の流入は致命的に働くことがある。などが配慮事項として求められる。